

いじめ防止基本方針

佐野市立吉水小学校

1 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」との認識をもつ。
- (3) 「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」との認識をもつ。
- (4) 「いじめの未然防止は、全ての学校・教職員の重要課題」と捉える。
- (5) いじめは、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命も奪いかねない人権に関わる重大な問題である。

2 基本方針

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との毅然とした態度で指導する。
- (2) いじめられている児童の立場に立って指導する。
- (3) いじめの認知は、いじめはどの学校にも起こり得るものであることを認識したうえで、アンケート調査や個別面談、日記など、児童が教職員へ直接気持ちを伝えることのできる方法を活用し、児童の状況を十分把握して行う。

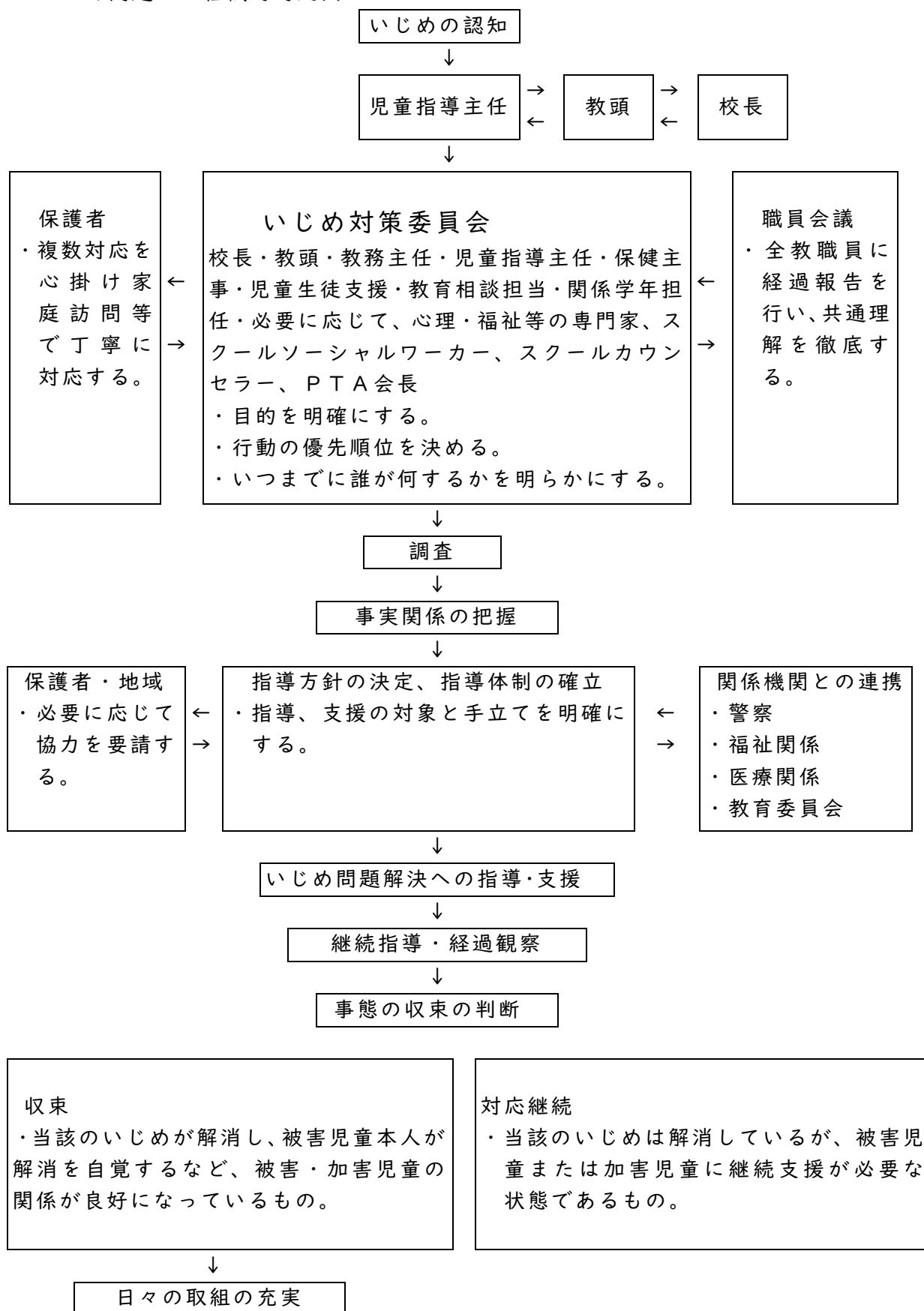
3 早期発見・解決のための取組

- (1) 「いじめのサイン」いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応する。
- (2) 適時、いじめ対策防止委員会を開き、気になる児童の様子などについての情報交換や指導の在り方についての検討を行い、いじめ問題の未然防止・早期発見に努める。
- (3) 教育相談等の相談機能を充実させ、児童の悩みを積極的に受け止め、共感的絆づくりを行う。
- (4) いじめが生じた時は、学校全体で情報を共有化し共通理解と役割分担を明確にし、いじめ対策委員会等で組織的に対応する。
- (5) いじめ問題については、速やかに保護者及び関係機関、教育委員会などとの連携を図る。
- (6) 児童に自己肯定感をもたせる学級経営について研修していく。

4 未然防止の具体策

- (1) 教職員の「いじめの認知について」共通理解と早期発見・早期対応ができるように、年度当初に確認をする。
- (2) 学業指導の充実を図る。
 - ① 子どもが意欲的に取り組む分かる授業の実践に努める。
 - ② 望ましい集団活動を通して、一人一人が互いのよさや可能性を認め、伸ばし合えるような人間関係を築けるように努める。
- (3) 校内人権旬間を通して、周囲の人たちと協力し合って仲よく生活していこうとする態度を育てる。また、人権教育日より「きらり」を配付し、保護者啓発を図る。
- (4) 道徳教育充実を図り、いじめをしない、させない、みのがさない心の育成を図る。
- (5) 児童が気軽に相談できるように相談箱を設置し相談体制を整備することによって、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるようにする。
- (6) 児童対象の教育相談におけるいじめ点検票（先生あのね）を活用し、6月・11月の2回評価し、問題点や今後の改善策を話し合い、指導に生かす。また、毎月（6・8・11月を除く）の「おしえてあなたのことを」の実施により、児童の実態把握に努める。
- (7) 佐野市で作成した宣誓「STOP THE いじめ」「佐野市いじめゼロさのまるサミット宣言」、本校のいじめゼロキャラクター「ゼロぴよん」を活用して、児童会を中心に「いじめゼロ運動」を推進する。

5 いじめ問題への組織的対応図



いじめ防止対策推進法に関する具体策

基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として、①事実の確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきのものであると認めたときの所轄警察署との連携について定めること。

1 道徳教育の充実

- (1) 道徳科の授業では、意図的・計画的に行い、「いじめを許さない」「いじめをなくしていこう」とする意欲を高める。
- (2) 思いやりの心や規範意識を高められるようにする。
- (3) かけがえのない生命を大切にす気持ちや、生きることのすばらしさや喜びなどが味わえるようにする。
- (4) 指導計画に情報モラルの内容を位置づけ、誰に対しても思いやりの心をもって親切にするとともに、その場に応じて適切な判断や行動ができるように指導する。

2 早期発見のための措置

- (1) 定期的に児童指導委員会を開き、気になる児童の様子などについての情報交換や指導の在り方についての検討を行い、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (2) 子どもの様子をしっかりと観察し、子どもが発する「小さなサイン」を見逃さず、発見できるようにする。また、教職員間の情報交換を日常的に行う。
- (3) 定期的にアンケートを実施し、気になる児童と面談を行う。
- (4) 児童と過ごす時間を確保し、人間関係を把握するとともに、信頼関係を築く。

3 相談体制の整備

- (1) 定期的に教育相談を行う。
- (2) 相談ポストを活用する。
- (3) 気軽に相談できる体制を作る。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) 携帯電話やネット回線のゲーム機等の所持の有無等に関する調査（全国学力学習状況調査、とちぎっ子学習状況調査、学校評価）を活用し、実態把握し指導に生かす。
- (2) 原則として、子どもだけのメール送信を禁止する。（ゲーム機器からも）
- (3) 情報化社会におけるルールやマナー等について適切な指導を行う。
(ネットいじめは犯罪行為)
- (4) 学級活動年間計画に情報モラルの内容を位置付ける。そして、情報化社会の中での社会生活上のルールやモラルの意義、安全について考えさせることを通して、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- (5) 携帯電話の所持やルールやマナーについては学校での指導に協力を願うための保護者啓発を継続して行う。